

75歳以上のみなさまへ 歳になられる方へ

(65歳以上で一定の障がいがあり認定を受けた方を含む)

令和6年11月

マイナンバーカードと健康保険証が一体化され

令和6年
12月2日
以降

紙の保険証の

交付は終了となります

現在お持ちの保険証は、令和7年7月31日まで使用できます

令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間に新たに資格取得する方、資格情報が変更になった方には申請をいただくことなく、「**資格確認書**」を随時お送りします。資格確認書の有効期限は令和7年7月31日です。

資格確認書(オレンジ色・カードサイズ)

後期高齢者医療資格確認書	有効期限
被保険者番号 01234567	令和7年7月31日
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名 広域 花子	性別 女
生年月日 昭和24年12月30日	
資格取得年月日 令和6年12月30日	
交付年月日 令和6年12月30日	
負担割合・発効期日 1割	
限度区分・発効期日	
長期入院該当日	
特定政務区分・発効期日	
保険者番号 39131234	
保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合	公印

※実際の資格確認書と色味等がやや異なる場合があります。



令和6年12月2日以降は次のいずれかで医療機関等を受診してください。

① マイナ保険証を利用する

マイナ保険証利用方法

- 1 マイナンバーカードを申請・作成する。
- 2 マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する。
- 3 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする。

② 紙の保険証を利用する

令和6年12月1日までに交付された現在お持ちの保険証は、**令和7年7月31日**まで使用できます。

③ 資格確認書を利用する

資格確認書をお持ちの方は、医療機関等で提示することにより、これまで通り医療機関等を受診することができます。

お問合せ先 広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519

またはお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口まで

発行：東京都後期高齢者医療広域連合